

# 避難所における被災動物救援マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、避難所におけるペットの適正な飼養を推進し、ペットの保護並びに避難している人の健康及び安全の確保を図ることを目的とする。

## 2 定義

### (1) ペット

犬・ねこ等一般の家庭で飼養されている愛玩動物のうち特定動物以外の動物をいう。

### (2) 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物をいう。

## 3 飼養者の責務

(1) ペットの飼養者は、災害発生時にペットを同行させて避難所へ避難する場合、次の事項を実施する。

- ① 移動用のケージ、リード、ペットフード及び飲料水等をできる限り持参すること。
- ② 伝染病予防注射の証明書等の疾病予防に係る書類をできる限り携行すること。
- ③ 疾病を有するペットは、その病歴、治療経過のメモ等をできる限り携行すること。

(2) ペットの飼養者は、ペットを同行させて避難所へ避難した場合は、避難所において円滑な共同生活ができるよう、次の事項を遵守する。

- ① 避難所においては、飼養者が責任をもって飼養すること。
- ② 動物と一緒に生活することを好まない人又は出来ない人が居ることを認識し、精神的な苦痛を与えないように配慮すること。
- ③ 散歩時等の糞尿等は、適切に処理し、衛生管理に努めること。

(3) ペットの飼養管理に関し、避難所の責任者の指示に従うこと。

(4) 飼養者と離れた場所で飼養する必要が生じた場合は、その場所の管理者の指示に従うこと。

## 4 避難所の責任者の責務

(1) 避難所の責任者は、ペットの適正な飼養を推進し、避難所における円滑な運営を図るために、次の事項によりペットを伴った被災者を迅速かつ的確に把握する。

- ① ペットを伴った被災者に対し、飼養者の住所及び氏名並びにペットの種類、性別、名前、数等を【様式1】により届け出るよう求めること。
- ② ①の届出に基づき、別紙【様式2】によりペット飼養者名簿を作成

すること。

- (2) 避難所の責任者は、ペットに係るトラブルを未然に防止するため、次の事項を考慮し、ペットの飼育場所の確保に努める（原則、屋外とする。）。
  - ① 避難所の収容能力
  - ② ペットと共に生活する被災者とそれ以外の被災者との生活場所の配分
  - ③ ペットの種類、大きさ、性質及びしつけの有無により、避難所での飼養が困難なペットの飼養場所は、住民環境課と協議をした上で決定する。
- (3) 避難所の責任者は、避難所におけるペットに関する飼養ルール（後述例示参照）を作成し、飼養者に徹底させる。

## 5 御嵩町の対応

### (1) 飼養場所の設置

避難所の責任者と共にペット同行避難に対応するため、避難所毎に飼育場所の設置に努める（原則、屋外とする。）。

### (2) 被災動物情報、飼い主の要望等の収集及び動物救援本部等への協力要請を行う。

- ① 同行避難動物収容情報（種別・現在数） 【様式3】
- ② 不足資材・飼料、活動要員等の補充要請 【様式3】
- ③ 逸走動物の捜索依頼 【様式4】
- ④ 飼い主不明動物保護状況（種別・現在数） 【様式5】
- ⑤ その他応急医療要請など 【様式6】

### (3) 被災動物に関する住民への広報を掲示板等により行う。

- ① ペット同行避難対応避難所の周知
- ② 動物救援本部からの連絡事項等

### (4) 県が行う被災動物の保護、収容、返還等への協力

- ① 飼い主不明動物の一時保護被災動物の保護
- ② 保健所等動物収容施設等に保護し、又は収容した被災動物について飼い主の探索、情報発信を避難所等に設置した掲示板等を利用して行う。

### (5) 御嵩町以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備 資機材貸出、ペット同伴避難者の受入れ

## 附 則

このマニュアルは、必要に応じ見直しを行うものとする。